

東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進協議会  
 第1回 上流域ワーキング  
 議事概要

事項	第1回 東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進協議会 上流域ワーキング	出席者	17名（随行者・事務局除く）
日時	平成26年8月7日（木） 15:00～16:30	場所	丹波の森公苑 セミナー室
内容	<p>1 開会          (1) 開会あいさつ          (2) 構成員紹介</p> <p>2 東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進協議会について          (1) ・設置要綱について              ・公開要領について              ・推進計画策定にかかる体制          (2) 総合治水推進計画について              ・総合治水とは              ・総合治水条例の概要              ・総合治水推進計画の策定スケジュールについて</p> <p>3 議事          (1) 東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進計画（素案）について</p> <p>4 その他（連絡事項）</p> <p>5 閉会</p>		
資料	<p>議事次第、出席者名簿、配席図</p> <p>資料 1-1 東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進協議会 設置要綱</p> <p>資料 1-2 東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進協議会 公開要領</p> <p>資料 1-3 東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進計画策定          にかかる体制</p> <p>資料 2 東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進計画について</p> <p>資料 3 東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進計画（素案）          について</p> <p>資料 4 丹波地域社会基盤整備プログラム</p> <p>資料 5 加古川水系河川整備計画の概要</p> <p>資料 6 流域対策の主な取り組み</p> <p>資料 7 県民だより 6月号</p>		

資料	資料 8	ジオラマ模型を活用した「総合治水の出前講座」
	資料 9	丹波市立氷上中学校での校庭貯留
	資料 10	農村を潤すため池が豪雨から人を守る
	資料 11	減災対策の主な取り組み
	資料 12	総合治水条例パンフレット
	資料13	フェニックス共済チラシ

## 1 開会

丹波土木事務所より開会のあいさつを行った。

事務局より、構成員の紹介を行った。

## 2 東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進協議会について

### 2.1 設置要綱等について

事務局は、資料 1-1 により「東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進協議会 設置要綱」の説明を行った。

事務局は、資料 1-2 により「東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進協議会 公開要領」の説明を行った。

事務局は、資料 1-3 により「東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進計画策定にかかる体制」の説明を行った。

### 2.2 総合治水推進計画について

事務局は、資料 2 により総合治水条例の概要、総合治水推進計画の策定スケジュールについての説明を行った。

### 3 議事

#### 3.1 東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進計画(素案)について

主な意見

##### (1) 土地利用について

- ・土地利用図の数値と軸を統一するようにグラフの修正が必要(市町 構成員)

##### (2) 河川・下水道対策について

- ・対象とする期間が異なる推進計画と整備計画の関連は。(県民 構成員)
- ・「河川整備計画等に基づいて、河川の整備及び維持を行う。」と書いておいて、下に「期間内で実施し得る整備を」と記載があるが、当然のことだと思われる。あえてここで記載する意味は。(県民 構成員)  
⇒河川整備の計画期間は20、30年であり、その中で、推進計画を10年間として、10年後に計画を見直していこうと考えている。現在整備計画に基づき、近年10年に工事を計画している箇所については、着実に進めていこうという意思表示である。(座長)

##### (3) ため池の貯留について

- ・どの程度の大きさのため池が取り組みの対象となるのか。(県民 構成員)  
⇒丹波管内では8月末には概ね田んぼに水が要らなくなることから、9月になったら水位を落としていただき、9月10月の雨をため池で貯留する。春には水が必要となることから、11月からはもう一回水を貯めるという期間放流を提案させて頂いている。(県構成員)  
⇒事前放流の実施にあたっては、ため池を守ることが前提であり、危険なため池で実施しても意味が無い。改修の必要なため池については相談しながら進めていこうと考えており、既に改修済みのため池等、しっかりしたため池で期間放流の実施について、協力をお願いしていきたいと考えている。(県 構成員)

##### (4) 水田貯留について

- ・台風等の時期である9月になると、田んぼの水位を抑えて早く収穫に至りたいということがある。時期によって田んぼダムの取り組みは必ずしも受け入れられるとは限らない。(県民 構成員)
- ・田んぼダムの取り組みについては、皆さんと議論し、理解をいただき、効果が見られるところから進めていきたい。(県 構成員)

#### (5) 排水樋門の操作について

- ・氷上地域では、河川の河床が高く、周りの田んぼが低いことから、排水はゲートで実施している。近年大雨で増水する速さが速くなっており、樋門管理を適正に行わなければ、水が逆流し、田んぼが浸水する状態が発生している。樋門の管理者、特に民間が管理する樋門の管理者に対して、操作マニュアルが必要である。(県民 構成員)
- ・地域の高齢化が進行していることから、地域の操作員の経験が不足している。操作についての勉強会が必要ではないか。(県民 構成員)

#### (6) 学校・公園、その他大規模施設について

- ・篠山市の官公庁が 61 で丹波市 11 になっているが、数字の間違いないか。数値の精査が必要。(県民 構成員)

#### (7) 森林の整備及び保全

- ・スギやヒノキ等の人工林が多く、今の山林は保水力が低い。森林整備についての記載が弱い。(県民 構成員)
- ・山林を見ずに総合治水は解決できない。山林整備をどのように実施するかが課題である。(県民 構成員)
- ・「ながす」「ためる」「そなえる」に、保水という観点で、「保つ」ということが必要ではないか。(県民 構成員)
- ・森林整備に関する記述については、要約して記載している。推進計画には、もう少し具体的に記述していく必要がある。(県 構成員)

#### (8) 垂直避難について

- ・垂直避難と遮水壁等の耐水機能を確保する手法の関連性は。(市町 構成員)  
⇒遮水壁によって、家屋への浸水を防いで、なおかつ上に逃げるのが可能となると考えられる。(座長)

### 4 その他（連絡事項）

- ・8月29日に小野市のエクラで第1回推進協議会の開催を予定。
- ・12月頃に第2回推進協議会を予定。

### 5 閉会